

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第3編 積算編 新旧対照表

新

旧



神奈川県  
環境農政局緑政部森林再生課



神奈川県  
環境農政局緑政部森林再生課

神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)  
第3編 積算編

令和 5年 7月

第1章

神奈川県森林土木事業設計要領(治山編)  
第3編 積算編

令和 4年 4月

第1章

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第3編 積算編 新旧対照表

新	旧																				
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 運搬工</p> <p>1</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 型枠等の運搬</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) 木材の処分場への運搬について</p> <p style="color: red;">各運輸局が許可した「一般区域貨物運送事業の貸切り運賃」により積算すること。その際、一般区域貨物運送事業の貸切り運賃には間接費を含んでいることから留意すること。また、距離制運賃は帰り荷なしを想定しているため、経済性を考慮の上適用すること。なお、伐採木の積込み積卸し歩掛及び樹種ごとの容積密度は次表を参考とする。</p> <p>4) 貨物自動車運搬について</p> <p>必要に応じて(現場または搬入路が狭隘のため大型車が侵入できない場合等)架設ヤードを設置し、貨物自動車運搬(「森林整備保全事業標準歩掛」 第1編共通工第2運搬工2-8 貨物自動車運搬)を計上する。</p> <p style="text-align: right;">積込み・荷卸し 10m3当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">工種</th> <th style="text-align: left;">規格</th> <th style="text-align: left;">単位</th> <th style="text-align: left;">数量</th> <th style="text-align: left;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラップルローダ運転</td> <td>新JIS 0.28m3</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td>森林整備設計要領第3章3(2)イ参考情報(30/60hr+20/60hr)(積込み+荷卸し)÷690/110(1日当たり運転時間)≒0.130≒0.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>m3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位当たり</td> <td></td> <td>m3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	規格	単位	数量	備考	グラップルローダ運転	新JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第3章3(2)イ参考情報(30/60hr+20/60hr)(積込み+荷卸し)÷690/110(1日当たり運転時間)≒0.130≒0.1	合計		m3	10		単位当たり		m3	1		<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 運搬工</p> <p>1</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 型枠等の運搬</p> <p>1)～2) (略)</p> <p>3) <u>伐採木の処分場への運搬について</u></p> <p style="color: red;">原則、施工パッケージの現場発生品及び支給品運搬を使用する。</p> <p>4) 貨物自動車運搬について</p> <p>必要に応じて(現場または搬入路が狭隘のため大型車が侵入できない場合等)架設ヤードを設置し、貨物自動車運搬(「森林整備保全事業標準歩掛」 第1編共通工第2運搬工2-8 貨物自動車運搬)を計上する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>
工種	規格	単位	数量	備考																	
グラップルローダ運転	新JIS 0.28m3	日	0.1	森林整備設計要領第3章3(2)イ参考情報(30/60hr+20/60hr)(積込み+荷卸し)÷690/110(1日当たり運転時間)≒0.130≒0.1																	
合計		m3	10																		
単位当たり		m3	1																		

**コメントの追加 [K1]:** 性状にかかわらず、木材を現場発生品運搬で運ぶことは不適とされた。国有林では素材の運搬を一般区域貨物運送事業の貸切り運賃により積算していたことから参考にした。

神奈川県森林土木事業設計要領（治山編）  
第3編 積算編 新旧対照表

新						旧					
容積密度換算表						(新設)					
		BEF		r	d						
	種名	≦20	20<		t/m3						
	スギ	1.57	1.23	0.25	0.314						
	ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407						
針葉樹	クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464						
	その他針葉樹	1.40	1.40	0.40	0.423						
<hr/>											
広葉樹	その他広葉樹	1.40	1.26	0.26	0.624						
<hr/>											
<p>*BEF：拡大係数（地上部バイオマス（幹・枝・葉）と幹バイオマスとの比率） BEF下部の20は林齢を示す r：地上部バイオマスに対する地下部バイオマス（根）の比率 d：容積密度（トン/m3） 林野庁HP&lt;<a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/con_5.html</a>&gt;一部抜粋</p>											
2～12 (略)						2～12 (略)					
第3節 運搬工						第3節 運搬工					
1～3 (略)						1～3 (略)					
4. 治山ダム工						4. 治山ダム工					
コンクリート構造物の型枠及び打設は以下のとおり。						コンクリート構造物の型枠及び打設は以下のとおり。					
	ダム工・床固工・帯工	コンクリート護岸工		コンクリート土留工(山腹)			ダム工・床固工・帯工	コンクリート護岸工		コンクリート土留工(山腹)	
型 枠	治山ダム工 4(1)	コンクリート土留工 6(1)		コンクリート土留工 6(1)		型 枠	治山ダム工 5(1)	コンクリート土留工 7(1)		コンクリート土留工 7(1)	
打 設	治山ダム工 4(3)	治山ダム工 4(3)		コンクリート土留工 6(2)		打 設	治山ダム工 5(3)	治山ダム工 5(3)		コンクリート土留工 7(2)	
(1)～(3) (略)						(1)～(3) (略)					
4-1～7 (略)						4-1～7 (略)					
第4節～第8節 (略)						第4節～第8節 (略)					